

あきる野市子どもの学習・生活支援事業運営業務委託に係る
プロポーザル実施要領

1 事業概要

(1) 件名

あきる野市子どもの学習・生活支援事業運営業務委託（単価契約）

(2) 目的及び内容

本事業は、経済的に負担の大きい子育て家庭等の子どもたちが将来に希望を持って就学できるようにすることを目的とし、子どもに対し、学習習慣及び基礎学力の定着を目的とした学習支援、生活習慣の形成や社会性を得るため等の居場所の提供、日常生活等における悩みや進路に関する相談支援を行うとともに、保護者に対し、必要に応じて相談及び養育支援を行う。

なお、支援は、市内4か所で実施する集合型（利用者120人）及び対象となった世帯を訪問し実施する訪問型（利用者6人）の2タイプにより行い、原則、週に1度とし年間35回実施する。

(3) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 提案限度額 13,750千円（消費税及び地方消費税を含む。）（予定）

ただし、上記委託料を含む令和5年度予算が、令和5年3月定例会議で議決されることが前提である。

3 プロポーザルの目的

本プロポーザルは、受託候補者を特定するに当たり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、専門知識、技術力、支援体制、企画力等が受託候補者としての適格性を有しているかを確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出する企画提案書等の内容及びヒアリングの状況を評価し、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として特定する。

4 実施形式（プロポーザルの方法及び理由）

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) 理由

本事業は、経済的に負担の大きい子育て家庭等の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行う事業であることから、事業実施に必要な様々な適性を有する事業者を広く募り、最適な受託候補者を特定するものである。

5 スケジュール

本プロポーザルは、次の日程で行うものとする。

項目	日程
公示（案件公表）	令和5年2月9日（木）
参加申込書の提出期限	令和5年2月17日（金）午後5時まで
資格審査・結果通知（発送）	令和5年2月21日（火）
質問の受付期限	令和5年2月27日（月）午後5時まで
質問に対する回答	令和5年3月2日（木）
企画提案書等の提出期限	令和5年3月9日（木）午後5時まで
審査委員会開催（プレゼン審査）	令和5年3月20日（月）（予定）
審査結果の通知（発送）	令和5年3月24日（金）（予定）
契約の締結	令和5年4月1日（土）以降
審査結果の公表	受託候補者として特定した者との契約締結後

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

ただし、次のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始申立てがなされている者でないこと。
- (3) 令和5年2月9日（木）から令和5年3月20日（月）までの間において、あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準による指名停止措置又はあきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 直近の法人税等納付すべき税を滞納していないこと。
- (5) これまでに本事業に類する学習・生活支援、居場所関連事業等の業務を行った実績があること。

7 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加申込書（様式第1号）等の書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年2月17日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係
- (3) 提出方法 持参又は郵送による。（郵送の場合は必着）

- (4) 提出書類 各1部ずつ
- ア 参加申込書(様式第1号)
 - イ 法人等履歴事項全部証明書(写し)
 - ウ 法人等概要書、法人等のパンフレット
 - エ 直近の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - オ 直近の法人事業税納税証明書
 - カ 直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)

8 参加資格審査

参加申込者が参加資格の要件を満たしているかについて審査し、その結果について、令和5年2月21日(火)に参加資格審査結果通知書(様式第2号)により、参加申込者に通知を発送する。

9 辞退届

参加申込書(様式第1号)を提出後に参加を辞退する場合には、速やかに担当部署に連絡をし、参加辞退届(様式第3号)を次のとおり提出すること。

- (1) 提出場所 あきる野市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係
- (2) 提出方法 持参又は郵送による。

10 質問票の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問については、質問票(様式第4号)により、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和5年2月27日(月)午後5時まで
- (2) 提出場所 あきる野市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係
- (3) 提出方法 電子メール又はFAX
※ 必ず電話等により受信確認を行うこと。
- (4) 回答方法 参加者全員に対して、令和5年3月2日(木)にメール又はFAXにより行う。

11 提出書類の作成及び提出

- (1) 企画提案書(任意様式) 10部

(正本1部、副本9部、共に会社名を記載し、表紙に「正本」「副本」と明記)

あきる野市子どもの学習・生活支援事業を実施する上での考え方や事業の進め方等について、任意の様式により「12審査方法」に示す審査項目に沿って作成すること(ただし、No.15「提案額」の記載は除く。)

作成に当たっては、表紙を含めてA4用紙両面(文字は11ポイント程度)

10枚以内(裏表20枚以内)で簡潔にまとめること。

また、項目ごとにインデックスを貼るなどして見やすいものとする。

(2) 価格提案書（様式第5号） 10部

（正本1部、副本9部、共に会社名を記載し、表紙に「正本」「副本」と明記）
価格提案書の金額は、税抜価格で記載すること。

なお、価格提案書の高額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額が、「2提案限度額」に示す額を超過した場合は、失格とする。

また、積算内訳書（様式第6号）を添付すること。

なお、積算内訳書の数量については、あきる野市が想定した実施回数で積算すること。

(3) 提出書類の作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書は、業務における取組方法を明示するものとする。

なお、具体的な業務は、契約後に企画提案書に記載された取組方法を反映しつつ、市と協議の上、開始することとする。

イ 企画提案書は、文書での表現を原則とするが、事業者の考えを示すために必要な場合は、視覚的表現の使用を認める。

(4) 提出期限等

ア 提出期限 令和5年3月9日（木）午後5時まで

イ 提出場所 あきる野市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係

ウ 提出方法 持参又は郵送による。（郵送の場合は必着）

12 審査方法

審査は、本プロポーザルのために組織された審査委員会において、提出された企画提案書等について、次の（1）及び（2）に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、最も高い評価（最高得点）を得た事業者を受託候補者に特定する。

ただし、参加事業者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。

(1) 審査基準及び配点

No.	審査項目	審査事項	配点
1	社会情勢や事業に対する理解・実績・熱意	国や地方公共団体における子どもの貧困対策への取組（生活困窮者自立支援制度、他の地方公共団体における先進事例）など、本事業を実施する上で必要となる知識を有し、本事業の目的、内容等を十分に理解し、熱意を持って事業を実施できるか。	10
2		これまでの取組実績が豊富で良好な結果を残しているか。	10

No.	審査項目	審査事項	配点
3	実施体制	委託業務を適正かつ確実に遂行できる事務局の体制になっているか。	10
4		子どもに対する学習支援や保護者を含めた生活習慣・育成環境の改善等に関する居場所支援、相談支援を行うことができるだけの知識、経験を有する人材を適切に確保し、配置できる体制となっているか。	15
5		支援者に対する研修やバックアップ体制は十分に確保されているか。	15
6		本事業の実施に当たっての課題、また、利用者に対する必要な支援などについて、市や関係機関との情報共有・連携が図れる体制となっているか。	5
7		事故やトラブルへの対策が講じられており、発生時には迅速に対応できる体制となっているか。	5
8		災害時等に迅速に対応できる体制となっているか。	5
9	実施内容	子どもたちの学習理解度に合わせた支援で学習習慣及び基礎学力の定着を図ることができるか。	15
10		子どもたちが生活習慣の形成や社会性等を得るための居場所を提供できるか。	15
11		日常生活や学校生活上の悩み、進路等の相談について、子どもたちに寄り添いながら応じ、適切に助言や支援を行うことができるか。	15
12		家庭の状況を適切に把握し、保護者に対する養育支援を確実に行うことができるか。また、公的支援等の情報提供や助言を行い、必要な支援につなげることができるか。	15
13	個人情報保護	個人情報を保護するため、本市における「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に基づき、必要な措置が講じられているか。	15
14	作業工程	事業実施に当たってのスケジュールが具体的に設定され、実現性・妥当性のある提案となっているか。	5
15	提案額	価格評価点＝配点(5点)×(最低提案見積額÷提案見積額)(小数点以下第二位を切捨てし、小数点以下第一位までの値とする。)	5
	合 計		160

(2) 評価係数

(1) の No. 1 から No. 14 までの採点は、配点に評価係数を乗じて行う。
評価係数は、次のとおり、審査事項に対する5段階の評価に応じて決定する。

評価	基準	評価係数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2

(3) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査委員会の開催について

ア 日時 令和5年3月20日(月)(予定)

参加者ごとの集合時間等は、後日通知する。

イ 場所 あきる野市役所 本庁舎会議室(予定)

ウ 所要時間 1事業者につき、40分程度とする。

・プレゼンテーション 20分程度 ・質疑応答 20分程度

エ 内容 企画提案書の説明

オ 説明者 本業務の担当予定者が説明及び回答を行うものとし、会場に入室できるのは、3人以内とする。

カ 使用機器 プロジェクターの使用を可能とする。プロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、パソコンは持参すること。

(4) 評価・採点の留意事項

ア 提出書類が期限までに提出されなかった場合、不正行為があった場合及び提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とし、選考対象から除外する。

イ 最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、提案額が低い者を選定する。
なお、提案額が同じ場合は、くじ引きとする。

ウ 出席した審査委員の評価点を合計した点数を、出席した審査委員の数で割った点数が満点の5分の3に満たない参加者は、受託候補者として特定しない。

エ 審査委員会における審査の内容は公表せず、異議申立ては受け付けない。

13 審査結果の通知及び公表

令和5年3月20日(月)に開催する審査委員会の結果について、令和5年3月24日(金)(予定)にプロポーザル審査結果通知書(様式第7号)により通知する。

審査結果については、受託候補者として特定した者の名称及び点数並びに参加した事業者の点数(事業者名は非公開)をあきる野市ホームページで公表する。

なお、審査委員会における審議の内容は、非公表とする。

14 契約の締結

受託候補者の特定後、速やかに手続を行い、契約を締結する。

ただし、令和5年度予算が、令和5年3月定例会議で議決された場合に限る。

また、仕様書の内容については、提案された内容を踏まえるなど、市との協議により内容を一部変更した上で、契約を締結することがある。

なお、契約に当たっては、改めて見積書を市の契約担当部署に提出するものとする。その際には、単価契約の内訳についても併せて提出する。

15 事業の継続

本契約における履行評価等の結果から市が適切と判断した場合は事業を継続し、引き続き契約を締結することができるものとする（最大2回まで）。

16 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に係る費用の全ては、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における提出書類（企画提案書等）の修正及び変更は認めないものとする。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したときは、この限りでない。
- (3) 提出書類の返却は行わない。
- (4) 提出された企画提案書等は、あきる野市情報公開条例（平成9年あきる野市条例第17号）に基づき、情報公開請求の対象となる。ただし、受託候補者の特定に影響が出るおそれがある情報については、受託候補者として特定した者との契約締結後の公開とする。
- (5) 提出書類で用いる言語は、日本語とし、通貨は、日本円を用いること。

17 本プロポーザルに係る提出・問合せ先

担当部署：あきる野市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係

住 所：〒197-0814 あきる野市二宮 350 番地

電話番号：042-518-7854（直通）

FAX番号：042-558-1117

メ ー ル：130101@akiruno-info.tokyo.jp

参加申込書

あきる野市長 宛て

所在地

会社名

代表者名

プロポーザルについて、次のとおり参加申込みします。

1 件 名 あきる野市子どもの学習・生活支援事業運營業務委託（単価契約）

- 2 添付書類
- (1) 法人等履歴事項全部証明書（写し）
 - (2) 法人等概要書、法人等のパンフレット
 - (3) 直近の法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - (4) 直近の法人事業税納税証明書
 - (5) 直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

3 書類送付先及び担当部署等

担 当 部 署 名

担 当 者 氏 名

所 在 地 〒

電 話 番 号

F A X 番 号

メー ル ア ド レ ス

法人等概要書

年 月 日現在

フリガナ	
法人等名称	
所在地	〒
代表者氏名	
設立年月日	
資本金	
役員数	
従業員数	名（うち正規雇用者 名）
主な事業内容	
その他	

参加資格審査結果通知書

殿

あきる野市長

年 月 日付けで申込みのありましたプロポーザルの参加資格審査結果について、次のとおり通知します。

1 件名 あきる野市子どもの学習・生活支援事業運営業務委託（単価契約）

2 結果

3 その他

4 担当部署等

担当部署：あきる野市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係

住 所：〒197-0814 あきる野市二宮 350 番地

電話番号：042-518-7854（直通）

FAX番号：042-558-1117

メー ル：130101@akiruno-info.tokyo.jp

参加辞退届

あきる野市長 宛て

所在地
会社名
代表者名

年 月 日付けでプロポーザル参加申込書にてプロポーザルへの参加を申し込みましたが、次の理由により辞退いたします。

件 名 あきる野市子どもの学習・生活支援事業運営業務委託（単価契約）

1 辞退理由

2 担当部署等

担当部署名

担当者氏名

所在地 〒

電話番号

FAX番号

メールアドレス

質 問 票

年 月 日

<p>送 付 先</p>	<p>担 当 部 署 あきる野市役所子ども家庭部子ども政策課 住 所 あきる野市二宮350番地 F A X 番 号 042-558-1117 メールアドレス 130101@akiruno-info.tokyo.jp</p>	
<p>送 付 枚 数</p>	<p>枚（質問票含む。）</p>	
<p>送 付 者</p>	<p>会 社 名</p>	
	<p>担当者名</p>	
	<p>電話番号</p>	
	<p>F A X 番 号</p>	
	<p>メールアドレス</p>	
<p>（ 質 問 内 容 ）</p>		

価格提案書

あきる野市長 宛て

所在地
会社名
代表者名

- 1 あきる野市子どもの学習・生活支援事業運営業務委託料（単価契約）

金 _____ 円（消費税及び地方消費税を除く。）

- 2 内 訳

様式第6号「積算内訳書」のとおり

積算内訳書

1 総価契約（集合型に要する経費）

単位：円

科 目	単 価	数 量	単 位	金 額	摘 要
小 計					

- ※ 科目欄には、積算根拠として人件費、消耗品費、通信運搬費等を記載すること。
- ※ 行が不足する場合は、適宜追加してください。
- ※ 事業は、市内4か所において、原則として週1回、年間35回の実施とする。
- ※ 市との情報共有及び連携に係る経費等も含め、計上すること。

2 単価契約（訪問型に要する経費）

単位：円

	単 価	予定数量	単 位	金 額	摘 要
1回当たり		210	回		※情報共有及び連携については月1回程度
1時間当たり		420	時間		
小 計					

- ※ 1回当たりの予定数量は、利用者6人にそれぞれ年間35回の訪問を実施することから210回とする。
- ※ 1時間当たりの予定数量は、利用者6人にそれぞれ1回2時間、年間35回の訪問を実施することから420時間とする。
- ※ 1回当たりの単価は、利用者に関する支援計画や支援内容の記録作成に係る経費、訪問先への交通費、市との情報共有及び連携に係る経費等（訪問先での支援に要する人件費を除く全ての経費）とする。
- ※ 1時間当たりの単価は、訪問先での支援に要する人件費とする。
- ※ 「1総価契約」及び「2単価契約」の小計金額の合計が様式第5号の「1あきる野市子どもの学習・生活支援事業運営業務委託料（単価契約）」と同額になる。
- ※ 「1総価契約」及び「2単価契約」それぞれの上限は設けていない。

プロポーザル審査結果通知書

殿

あきる野市長

あきる野市子どもの学習・生活支援事業運営業務委託プロポーザル審査委員会において審査した結果、次のとおり通知します。

- 1 件名 あきる野市子どもの学習・生活支援事業運営業務委託（単価契約）

- 2 結果 ※ 採用の有無により①又は②を記載
① 貴社の提案を採用します。
② 貴社の提案は採用されませんでした。本業務の提案等について、多くの時間と労力を費やされたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

- 3 その他 ※ 必要な連絡事項を記載

- 4 担当部署等
担当部署：あきる野市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係
住 所：〒197-0814 あきる野市二宮 350 番地
電話番号：042-518-7854（直通）
FAX番号：042-558-1117
メー ル：130101@akiruno-info.tokyo.jp